

座間市

緑の基本計画 概要版



計画の改定にあたって

1 緑の基本計画とは

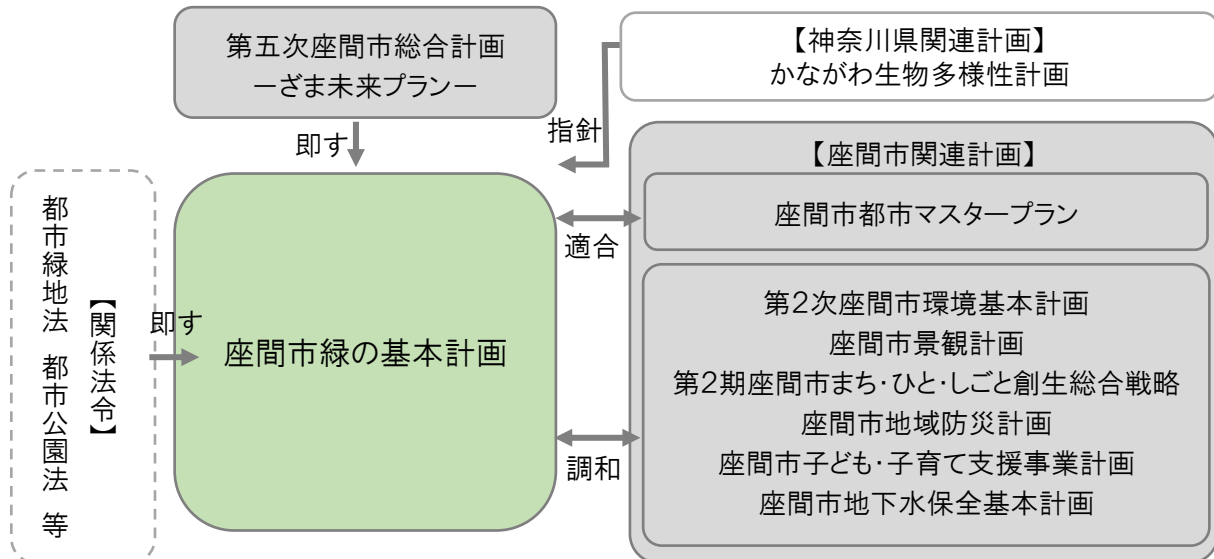
○緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条に規定されている計画で、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、緑地の保全及び緑化の目標、推進のための施策に関する事項、都市公園の整備及び管理の方針などを定めるものです。

2 計画改定の背景

- 本市は、平成 25 年に「座間市緑の基本計画」を改定し、行政、市民、事業者の協働のもと、さまざまな施策に取り組んできました。
- この間、少子高齢化の更なる進展や、自然災害の激甚化、SDG s の考え方の普及などさまざまな社会情勢の変化が見られ、平成 29 年の都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正を始めとし、さまざまな法制度の見直しが行われてきました。
- こうした変化に対応するとともに、本市の最上位計画となる「第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－」で掲げられている、これからの都市づくりの方向性との整合を図るため、今回「座間市緑の基本計画」を改定しました。

3 計画の位置づけと関連計画

- 緑の基本計画は、第五次座間市総合計画に即し、緑のまちづくりを進めていくためのものです。
- 座間市都市マスタープランに適合するとともに、第 2 次座間市環境基本計画等の関連計画との調和を保つものとなります。また、かながわ生物多様性計画を指針とします。



図：計画の位置づけ

4 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間です。
- 今後、関係する行政計画の改定に応じ見直しを検討します。

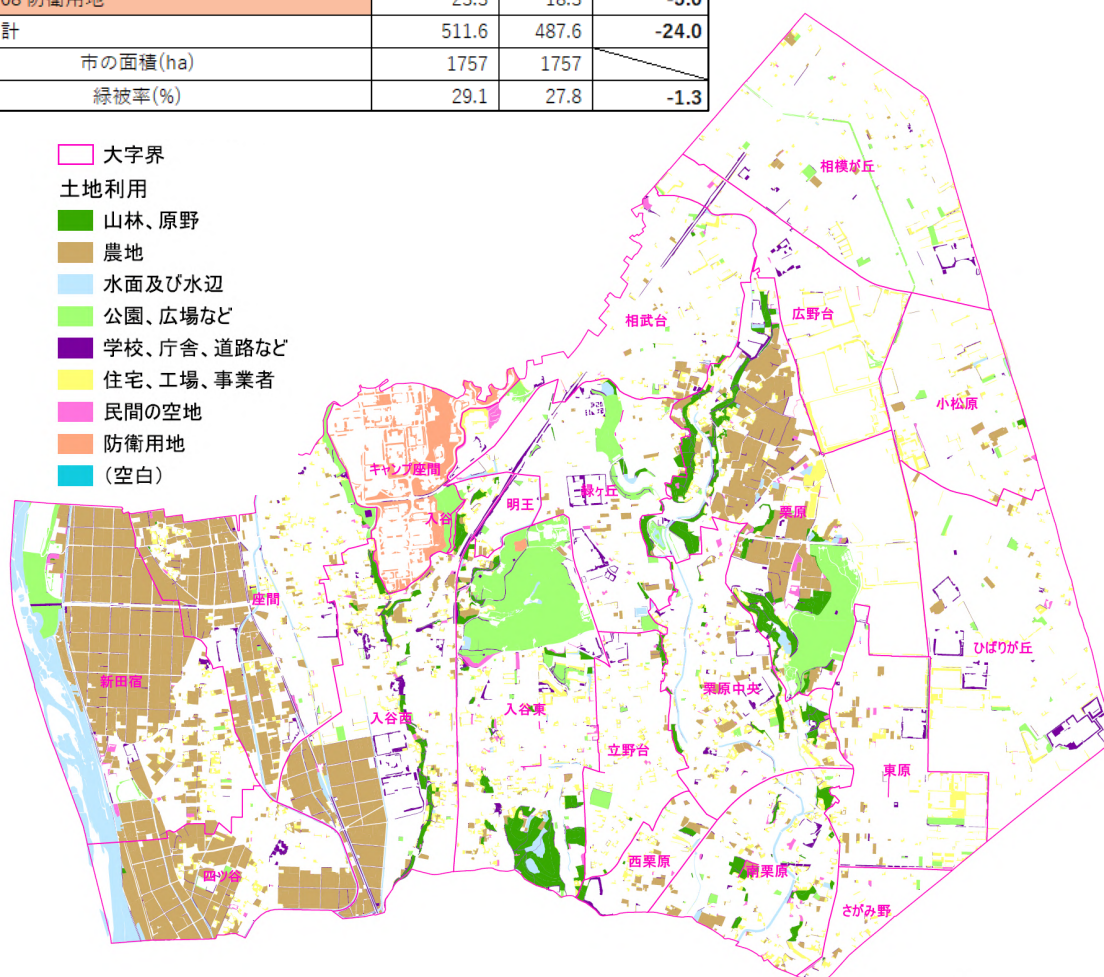
現況整理

1 緑被

- 概ね 100 m²以上の緑被について、緑被面積は、平成 26 年は 511.6ha でしたが、令和 5 年は 487.6 ha となり、24ha 減少しました[※]。市内の緑被率は、平成 26 年は 28.9%、令和 5 年は 27.6%であり、1.3%減少しました。
- 平成 26 年に比べ、特に「02 農地」が 13.6ha、「01 山林、原野」が 9.9ha と大きな減少が見られました。一方、「05 公共の施設」、「06 民間の施設」、「07 民間の空地」では緑被が増加しました。

※100 m²未満の緑被を除外した値であり、前計画に記載の値とは異なる数値となっています。

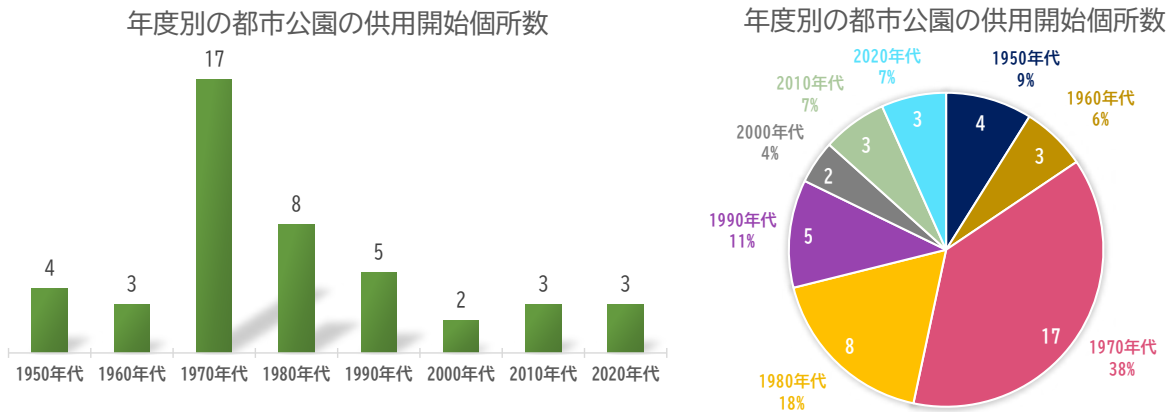
土地利用区分	H26	R5	R5-H26
01 山林、原野	53.7	43.8	-9.9
02 農地	235.2	221.6	-13.6
03 水面及び水辺	47.3	41.5	-5.8
04 公園、広場など（公共の空地）	74.9	73.8	-1.1
05 学校、庁舎、道路など（公共の施設）	21.7	27.0	5.3
06 住宅、工場、事業者（民間の施設）	48.7	53.6	4.9
07 民間の空地	6.8	8.0	1.2
08 防衛用地	23.3	18.3	-5.0
計	511.6	487.6	-24.0
市の面積(ha)	1757	1757	
緑被率(%)	29.1	27.8	-1.3



図：座間市における緑被（令和 5 年 1 月撮影の航空写真より作成）

2 都市公園等

- 市には現在、46 箇所、総面積約 67ha の都市公園があります。市民一人あたりの都市公園面積は令和 5 年 4 月 1 日時点で、5.13 m²/人となっています。
- 都市公園について、その施設の状況は供用開始後 30 年を超えるものが 80%強となっています（1950 年代から 1990 年代の合計）。特に 1970 年代以前に整備された都市公園は 50 年以上経過しており、公園施設の長寿命化を目指し、定期的な施設の改修を行っています。



図：年度別の都市公園の供用開始個所数（令和 4 年度末時点）

- 都市公園以外にも、子供広場・多目的広場、緑地帯等が市内各所に確保されています(子供広場 81 箇所、多目的広場 20 箇所、緑地帯等 24 箇所：令和 5 年 6 月時点)。

3 公共施設緑地

- 公共施設緑地としては、市民農園、相模川河川敷に整備された水と緑の風広場、さがみグリーンライン、街路樹、学校などがあります。

市民農園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき整備された緑地です。座間に 3 箇所、栗原に 6 箇所、入谷に 1 箇所整備されており、市民が土とふれあう場として開放されています。
水と緑の風広場 さがみグリーンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市及び神奈川県、国が推進する相模川周辺の地域整備に基づき、座間市周辺部分(川と自然のシンボル拠点)の中核施設となる緑地です。 ・ 相模川河川敷は、市の行事である大風まつりの会場など、水辺のオープンスペースとして、さまざまに利用されています。
街路樹等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道 11 号線、13 号線、17 号線など延長 4,541mにおいて街路樹・植栽帯が整備されています。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市には、11 箇所の小学校、6 箇所の中学校及び 3 箇所の高等学校があります。このうち 9 箇所の小学校、5 箇所の中学校、全ての高等学校は広域避難場所として指定されており、防災上貴重なオープンスペースとなっています。
その他の 公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の公共施設緑地として、運動施設である座間市民球場新田宿グラウンド、栗原遊水地、第一配水場、かにかが沢緑地などがあげられます。

4 民間の緑

- 民間の緑地としては、社寺や住宅や、工場、ゴルフ練習場などの緑があります。
- 近年では座間駅前のざまにわや、ホシノタ二団地等民間企業によって魅力的な緑の空間が創出され、まちのイメージ向上に寄与しているものもみられます。イオンモール座間では ABINC 認証を取得するなど、豊かな緑の空間を創出しています。



写真：ざまにわ



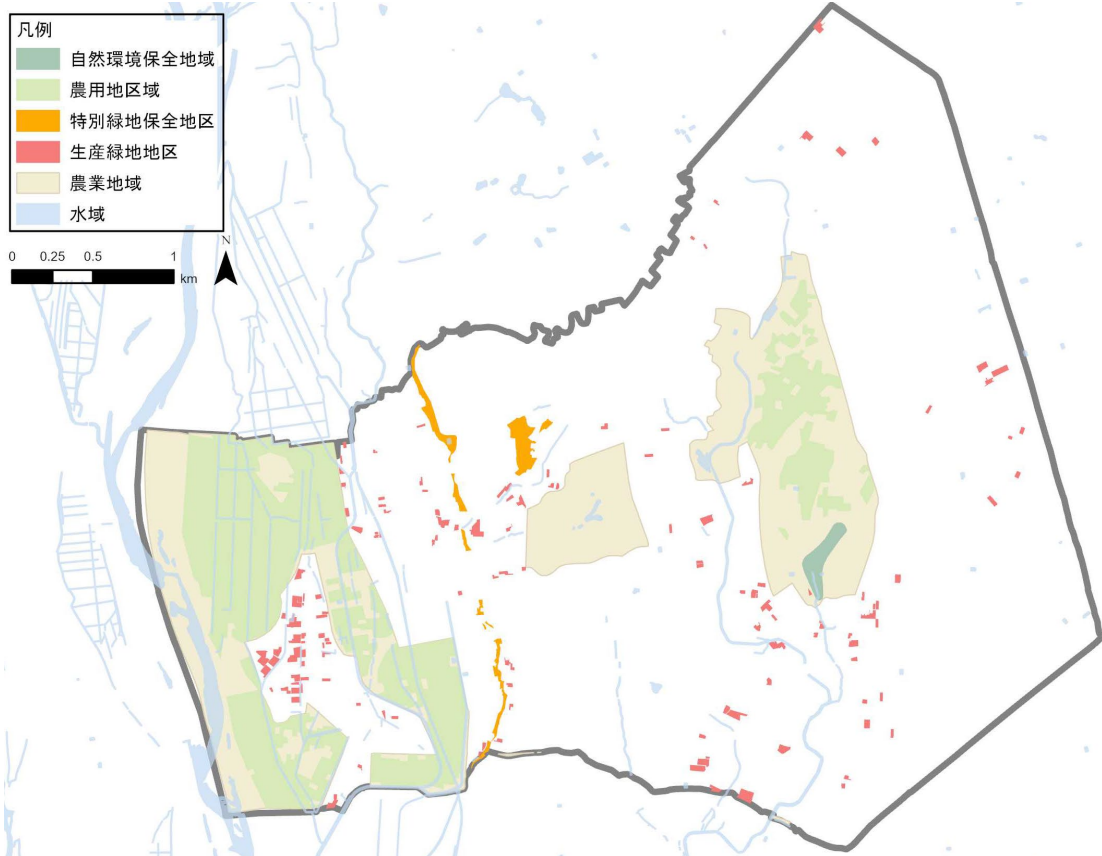
写真：ホシノタ二団地



写真：イオンモール座間

5 地域制緑地

- 地域制緑地としては、自然環境保全地域(約 2.1ha)、農用地区域(166ha)、特別緑地保全地区(約 10.3ha)、生産緑地地区 (16.9ha)があります。市では、座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 27 号)の施行規則により、樹木保全地域が全 151 箇所、約 7.1ha 指定されています。



図：地域制緑地 位置図（※樹木保全地域を除く）

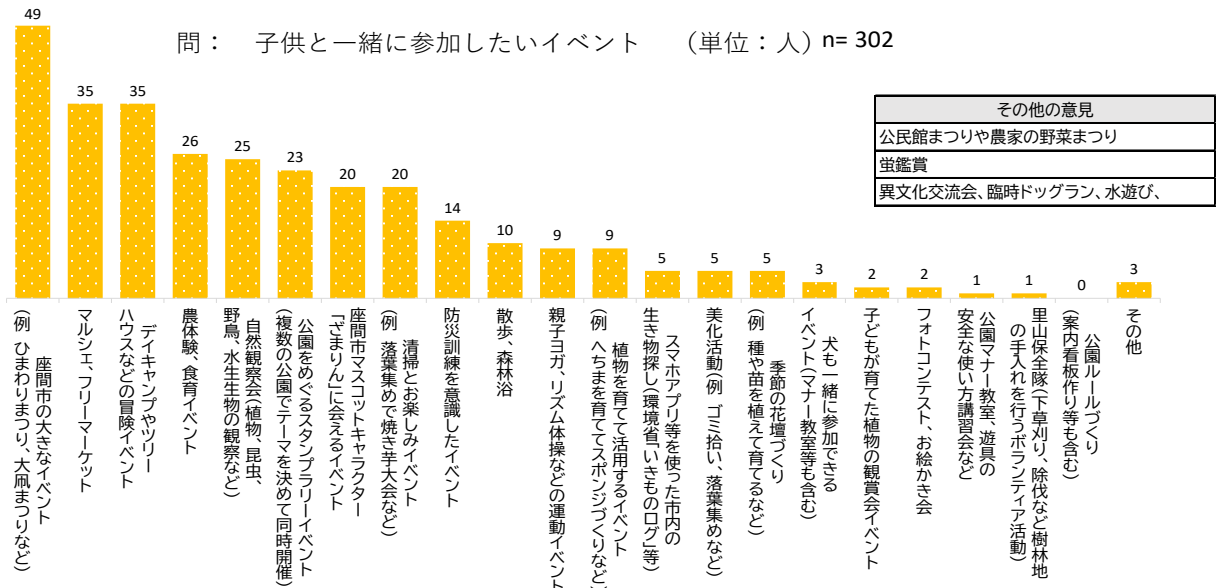
7 座間市子育て世帯公園 WEB アンケート

○若年世帯が暮らしやすく子育てしやすいまちとしていくために、子育て世帯の公園についてのニーズを伺うアンケート調査を行いました。主な結果を以下に掲載します。

調査地域	座間市全域		
調査方法	アンケートの案内として QR コード付きのポスターを作成し、ポスターを 2,500 m ² 以上の都市公園 14 公園に掲示。加えて、ポスターをチラシとして印刷し芹沢公園管理棟、スカイグリーンパーク管理事務所等に合計 500 枚設置。		
調査期間	令和 5 年 6 月 9 日 (金) ~6 月 25 日 (日)	回収数	86 人

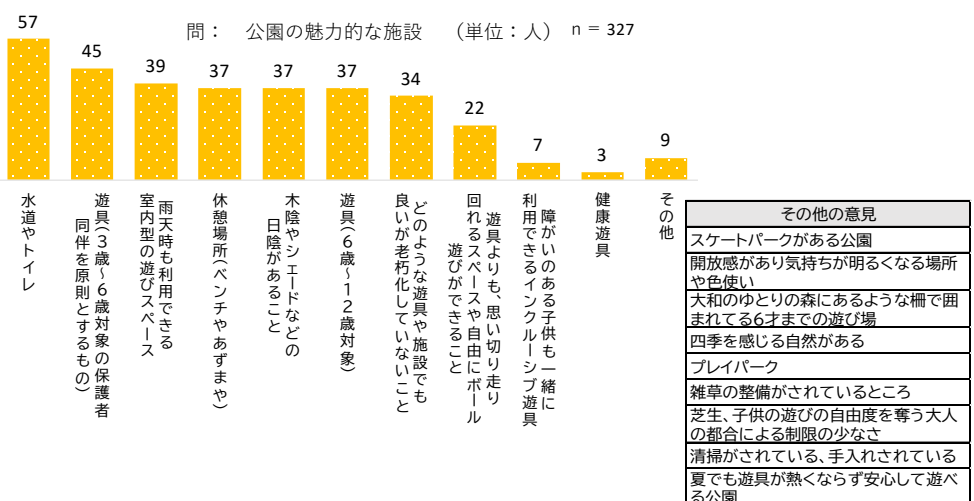
問：どのようなイベントがあればお子様と参加したいですか。(5つまで。必ず1つは選択)

○上位 5 つは、「座間市の大きなイベント」49 人、「マルシェ、フリーマーケット」35 人、「デイキャンプやツリーハウスなどの冒険イベント」35 人、「農体験、食育イベント」26 人、「自然観察会(植物・昆虫・野鳥・水生生物の観察など)」25 人でした。



問：あなたが子供を連れて小さな公園等を利用する際に、もしくは、子どもを遊ばせる場合についてお伺いします。あなたが考える魅力的な施設はどのようなものですか。(5つまで。必ず1つは選択)

○最も多かった回答は「水道やトイレ」57 人、次いで「遊具(3 歳~6 歳対象の保護者同伴を原則とするもの)」45 人、「雨天時も利用できる室内型の遊びスペース」39 人でした。



緑に係る主要課題

○地域の課題に緑の機能を活用するというグリーンインフラの考え方も踏まえ、緑に係る主要課題を次の通り整理しました。

<都市公園等の整備及び管理>

- 本市においては、都市公園は量的には一定の水準を確保していると言えます。公園等の誘致圏は市内の多くの範囲をカバーしていますが、一部において偏りが見られます。
- 公園・広場が整備され憩いの場となってきたと思う市民の割合も大きく増加してきており、これまでの取り組みの一定の結果が出てきています。今後は、このような方向性を加速すべく、市民ニーズに合わせた公園等のあり方を検討していくことが重要です。

<都市緑化>

- 市内の各所において、魅力的な民間の緑が創出されてきており、今後の土地利用転換の機会を活かし、民間の施設を中心として、良質な緑化をさらに推進していくことが重要です。

<緑地の保全>

- 広域的にも重要な緑の骨格となっている相模川の崖線に分布する山林や目久尻川沿いの山林が分布しています。本市を特徴づける湧水もこれらの山林が分布する崖線の下から湧出しており、湧水かん養や雨水貯留浸透の観点からもこれらの山林の保全は重要と言えます。山林は、その維持管理をどのように行っていくかも重要課題と言えます。
- 農地の保全に向けて、農業の活性化や農業に親しむ機会の創出などが必要です。
- 河川や湧水などの水辺についても、引き続きその確保を図るとともに、市民とのふれあいの機会を創出していくことが重要です。

<市民との協働>

- 市民や事業者の地域の緑との関わりをさらに促進することが重要であり、これらの制度を効果的に知らせていくことが大きな課題となっています。

<環境、レクリエーション、防災、景観の視点>

- 生物多様性の確保、脱炭素社会実現に向けて二酸化炭素吸収源対策の推進、雨水の貯留浸透など、近年注目されている SDGs などの視点にもさらに着目していくことが求められます。また、近年の新たな視点として、気候変動での適応対策が重要です。
- レクリエーションについては、市民が緑を楽しく利活用できるレクリエーションの視点をさらに強化していく必要があります。
- 防災については、今後は、近年多発している豪雨災害に備えるため浸水対策の視点もより重視していくことが重要です。
- 景観については、座間の景観を引き続き守り育てていくことが重要です。

目指す緑

1 将来像

○本市の最上位計画となる第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－で掲げられている目指すまちの姿「ひと・まちが輝き 未来へつなく」に即し、まちを支える緑のあり方を含めて将来像として示します。

将来像

ひと・まちが輝き 未来へつなく

“ひと”が輝く

市民が緑に触れ合い、緑を介してお互いを理解することで、笑顔で暮らせる日々を送っている将来を目指します。



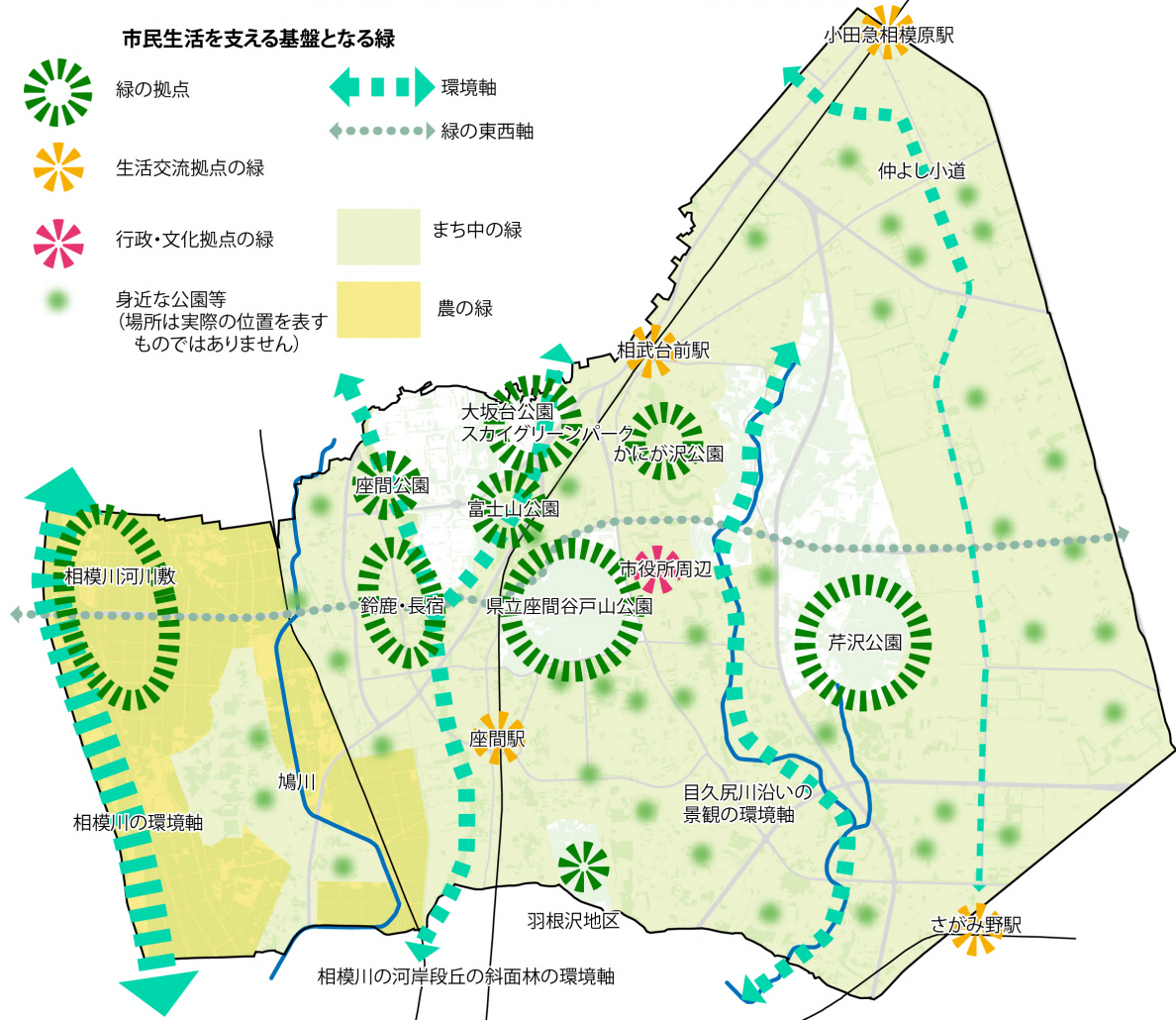
“未来へつなく”

子どもたちを始めとした次世代へと景観資源としての緑を引き継ぎ、緑との豊かな触れ合いのある暮らしを送っている将来を目指します。



“まち”が輝く

市民生活を支える基盤となる緑について、その魅力が向上し、安心・安全が確保され、まちの魅力や新たな価値の創造につながっている将来を目指します。



図：緑の将来像

2 基本方針と取り組み内容

基本方針 1 市民生活を彩る公園等の魅力の向上

○市民生活における緑の基盤となる都市公園等について、まちの魅力や新たな価値の創造につなげ、市民生活をより彩り豊かなものとしていくために、日常の維持管理、施設の機能更新などを通じて、その魅力と安全性を向上させていきます。その際には、全市の公園等配置や施設配置の状況のバランスを考慮し、地域の状況を踏まえて取り組んでいきます。

公園等の効果的・効率的な維持管理
地域のニーズを踏まえた公園機能の最適化
公園の防災機能の充実
さがみグリーンラインの利活用

基本方針 2 まちなかで市民が出会う緑の創出と魅力の向上

○市街化が進んでいるまちなかにおいて、公園等以外でも市民が日々の生活の中で出会うことのできる緑を、公共施設や民間施設を積極的に活用して創出し、その魅力を向上させる取り組みを推進していきます。

民有地の緑の創出と魅力向上
公共施設における緑の創出と質の向上
緑を伴う魅力的なまちの景観づくり

基本方針 3 座間市の骨格となり生物多様性を育む自然環境を構成する緑の保全と継承

○山林、農地、水辺、湧水といった、座間市の骨格となり、生物多様性を育む自然環境を構成する緑を次世代に継承していくために、これらの緑の保全を目指すとともに、これらの緑と触れ合う機会をより豊かにしていきます。

樹林地の保全と維持管理
農的な空間の保全と活用
良好な水辺空間の形成
湧水や地下水の確保
緑のネットワークの確保

基本方針 4 市民や事業者の緑との関わりの推進

○市民や事業者が緑に触れ合い、緑を介して人々がお互いを理解する機会をつくり出していくため、市民に届きやすい形での情報発信、市民や事業者の活動をサポートする制度の運用などを行っていきます。

市民に届く効果的な情報発信と緑の魅力の PR
魅力的なイベントの開催
環境学習の推進
緑のボランティア活動の推進
民間企業のCSR活動の場としての緑の活用
美化活動への参加促進
市民、事業者による緑を支えることのできる制度の周知
多様な主体間の連携の促進

3 計画指標と目標値

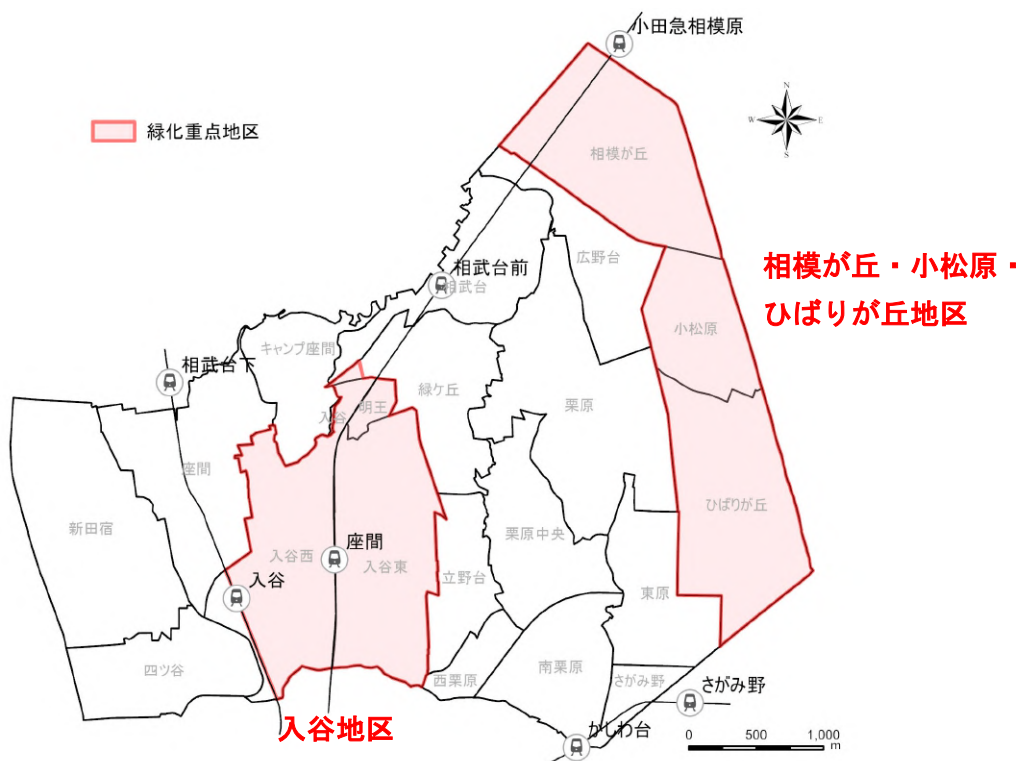
○本計画の計画指標と目標値として以下を設定します。

	計画指標	内容	基準値	目標値	対応する基本方針
量的指標	一人当たりの都市公園面積	本市の総人口に対する市民一人当たりの都市公園面積	5.13 m ² (R5)	5.17 m ²	基本方針 1
	まちなかのみどりの緑被率	学校、庁舎、道路、住宅、工場、事業者、民間の空地における概ね100 m ² 以上の緑被率	6.94% (R5)	7.5%	基本方針 2
	保全されている樹林地の面積	特別緑地保全地区及び樹木保全地域の面積の合計	17.4ha (R5)	現状維持	基本方針 3
	公園等の維持管理団体数	市民、関係団体による公園等の維持管理団体数	31 団体 (R4)	39 団体	基本方針 4
成果指標	公園・広場が整備され憩いの場となってきたと思う市民の割合	まちづくりのための市民アンケート調査における同設問の回答割合	57.6% (R2)	66%	基本方針 1
	自宅周辺の緑に満足している市民の割合	座間市緑のまちづくりに関するアンケートにおける同設問の「大変満足」と「どちらかといえば満足」の回答割合	29.6% (R5)	33%	基本方針 1, 2, 3, 4

4 緑化重点地区

○緑の基本計画では、緑化の必要性が高い地区などにおいて、緑化重点地区（都市緑地法の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」）を定めることができます。

○本計画では、前計画で示された「入谷地区」、「相模が丘・小松原・ひばりが丘地区」の2つの緑化重点地区を継承します。



図：緑化重点地区



座間市緑の基本計画 概要版

発行年月 令和 6 年 3 月
発 行 座間市都市部公園緑政課
〒 252-8566
住 所 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号
電 話 046-255-1111 (代表)
F A X 046-255-3550